

コーポレートガバナンス

当社の体制

当社では、取締役会の実効性を強化するため、社外取締役を選任するとともに、取締役会の内部に「リスク管理委員会」「報酬委員会」および「人事委員会」の3つの委員会を設けて取締役会の機能を補完しています。なお、取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務全般を統括する取締役社長との分離を図っています。

社外取締役については、業務執行の適法性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士)を選任しています。また、3つの取締役会の内部委員会については、社外取締役が委員(報酬委員会は社外取締役が委員長)に就任、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

各委員会は取締役会の委嘱を受け、以下の事項につき審議のうえ、取締役会に報告することとなっています。

リスク管理委員会

グループ全体のリスク管理およびコンプライアンスに関する次の事項等を審議します。

1. リスク管理の方針および体制に関する事項
2. その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項

報酬委員会

当社および三井住友銀行の取締役および執行役員に関する次の事項等を審議します。

1. 報酬および賞与に関する事項
2. その他報酬に関する重要事項

人事委員会

当社および三井住友銀行の取締役に係る次の事項等を審議します。

1. 取締役候補者の選定に関する事項
2. 役付取締役の選任および代表取締役の選任に関する事項
3. その他取締役の人事に関する重要事項

一方、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「グループ経営会議」を設置しています。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長の指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方

針に基づき、グループ経営会議を構成する役員間で協議を行ったうえで取締役社長がその採否を決定しています。

また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設置し、当社およびグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。

さらに、三井住友カード、三井住友銀リース、日本総合研究所の3社については、当社のグループ事業部担当役員が非常勤取締役に就任、社外取締役として業務執行状況の監督を行っております。

三井住友銀行の体制

三井住友銀行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としております。

また、取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務全般を統括する頭取との分離を図るとともに、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっています。

一方、業務執行については、取締役会において選任された執行役員がこれを担当しており、平成16年6月末現在、頭取をはじめ67名が執行役員として委任を受けています(うち13名は取締役を兼務)。

業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しています。同会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で協議を行ったうえで頭取がその採否を決定しています。

また、頭取は、経営会議を構成する役員の中から、本社部門に属する本店各部を担当する「担当役員」と、各業務部門を統括する「統括責任役員」とを指名し、経営会議で決定された範囲内の事項について、各々の職務分掌に基づいて業務執行を委ねる体制となっています。

なお、取締役会長および頭取の諮問機関として「アドバイザリーボード」を設置し、他企業の経営者等、社外の方々から、経営全般にわたり幅広くアドバイスを受けています。